

事務連絡
令和2年6月24日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課 御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
農林水産省食料産業局食品流通課

学校給食関係事業者への支援等について（周知）

これまで、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う学校臨時休業を受け、学校給食関係事業者には様々な影響が生じている状況に鑑み、学校給食関係事業者への支援等について、累次に御願いしてきたところです。

学校再開後も安定的に学校給食を提供することは、児童生徒の心身の健全な発達に極めて重要であり、引き続き学校給食関係事業者への支援について取り組まれるようお願い申し上げます。

なお、令和2年度補正予算（第1号）において創設され、令和2年度補正予算（第2号）で増額措置された、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」は、下記の内閣府事務連絡及び事例集等を踏まえると、各地方公共団体の判断において、学校給食関係事業者への支援等に幅広く活用可能と考えられますので、ご参考に併せてお知らせいたします。

また、従来の夏季休業期間中において学校給食を実施する場合に学校給食調理業務等受託者と変更契約等を行う際は、「臨時休業に伴う学校休止により影響を受けている学校給食の調理業務等受託者に対する配慮について(依頼)」(令和2年3月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課、中小企業庁事業環境部取引課事務連絡)により特段のご配慮をお願い申し上げます。

併せまして、これまでもお願いしておりますとおり、食材の納入の発注取り消し等で影響を受ける事業者・生産者に対しても適切に対応いただくようご配慮をお願い申し上げます。

なお、都道府県教育委員会におかれては、本件につき域内の市区町村教育委員会に対しても周知くださるようお願いいたします。

【参考資料】

- 1 令和2年度第2次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について（令和2年6月24日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）
 - 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年6月24日付け一部改正）
 - 3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について（令和2年5月1日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）
 - 4 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用のための参考事例集
 - 5 地方創生臨時交付金の活用が可能な事業(例)
- ※地方創生臨時交付金については、以下のリンクに資料を掲載しておりますので、ご確認ください。
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html>
- 6 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による学校給食関係事業者への対応について(周知)（令和2年5月1日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・農林水産省食料産業局食品流通課事務連絡）
 - 7 4月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止により影響を受ける学校給食関係事業者に対する配慮について(依頼)（令和2年4月17日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、農林水産省食料産業局食品流通課事務連絡）
 - 8 臨時休業に伴う学校休止により影響を受けている学校給食の調理業務等受託者に対する配慮について(依頼)（令和2年3月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課、中小企業庁事業環境部取引課事務連絡）

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
学校給食係

TEL：03-5253-4111（内線2694）

農林水産省食料産業局食品流通課

食品サービス第1班

TEL：03-3502-8111（内線4150）

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課 御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
農林水産省食料産業局食品流通課

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による
学校給食関係事業者への対応について（周知）

令和2年4月30日に成立した令和2年度補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「本交付金」という。）が創設されたところです。また、併せて内閣府から本交付金の活用の参考となる事例集が公表されたところです。

学校給食関係事業者に対する配慮については、これまでもお願いしてきたところであり、4月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止に当たっても、「4月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止により影響を受ける学校給食関係事業者に対する配慮について（依頼）」（令和2年4月17日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課農林水産省食料産業局食品流通課事務連絡）により引き続きお願いしたところです。

本交付金の活用については、各地方公共団体において制度要綱に基づいて実施計画を作成することになりますが、下記の内閣府事務連絡及び事例集を踏まえると、学校給食用食材納入事業者への支援等に幅広く活用可能と考えられますので、関係事業者等と十分協議を行うとともに、各地方公共団体における実施計画の作成に当たり、財政担当課と適宜調整を進めていただくようお願い申し上げます。

なお、都道府県教育委員会におかれては、本件につき域内の市区町村教育委員会に対しても周知くださるようお願いいたします。

【参考資料】

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について（令和2年5月1日付け内閣府内閣府地方創生推進室事務連絡）
- 2 新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日付け）
- 3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用のための参考事例集（抜粋）
- 4 4月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止により影響を受ける学校給食関係事業者に対する配慮について（依頼）（令和2年4月17日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・農林水産省食料産業局食品流通課事務連絡）

（参考資料省略）

＜本件連絡先＞

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
学校給食係、庶務・助成係

TEL：03-5253-4111（内線2694、2692）

農林水産省食料産業局食品流通課

食品サービス第1班

TEL：03-3502-8111（内線4150）

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課 御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
農林水産省食料産業局食品流通課

4月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止により影響を受ける
学校給食関係事業者に対する配慮について（依頼）

4月以降も、新型コロナウイルス感染症の地域における感染状況に応じ、学校の臨時休業等の対応が取られています。これに伴い、地域により、引き続き学校給食が休止され、学校給食事業者にも影響が生じていると承知しています。

学校給食関係事業者に対する配慮については、これまでもお願いしてきたところですが、4月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止に当たっても、関係事業者等と十分協議を行うとともに、下記資料も参考に、財政担当課とも適宜調整を進めていただくようお願い申し上げます。

なお、都道府県教育委員会におかれては、本件につき域内の市区町村教育委員会に対して周知くださるようお願いいたします。

【参考資料】

- 1 令和2年度補正予算案に計上された「新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金（仮称）」について（令和2年4月13日付け文部科学省初等中等教育局事務連絡）
- 2 臨時休業等に伴う学校給食休止により影響を受けている学校給食関係事業者への対応について（周知依頼）（令和2年4月17日付け農林水産省食料産業局食品流通課事務連絡）
- 3 「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について（通知）（令和2年4月17日付け2文科初第137号文部科学事務次官通知）（P.9「5. 学校給食休止への対応に関すること」参照）
- 4 臨時休業に伴う学校給食休止により影響を受けている学校給食関係事業者に対する配慮について（依頼）（令和2年3月11日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・農林水産省食料産業局食品流通課連名事務連絡）
- 5 臨時休業に伴う学校給食休止により影響を受けている学校給食の調理業務等受託者に対する配慮について（依頼）（令和2年3月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課・中小企業庁事業環境部取引課連名事務連絡）

（参考資料省略）

＜本件連絡先＞

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
学校給食係、庶務・助成係

TEL：03-5253-4111（内線2694、2692）

農林水産省食料産業局食品流通課

食品サービス第1班

TEL：03-3502-8111（内線4150）

事務連絡
令和2年3月18日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課
中小企業庁事業環境部取引課

臨時休業に伴う学校給食休止により影響を受けている
学校給食の調理業務等受託者に対する配慮について（依頼）

この度、政府の要請を踏まえた全国一斉の学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応として、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が取りまとめられ、学校給食費に関する保護者の負担軽減や、学校給食事業者に対する支援策が盛り込まれたところです（別紙参照）。

臨時休業に伴う学校給食休止により影響を受けている学校給食関係事業者に対する配慮については、令和2年3月11日付け事務連絡「臨時休業に伴う学校給食休止により影響を受けている学校給食関係事業者に対する配慮について」により依頼を行ったところですが、調理業務等受託者からは、契約書には「相手方と協議の上、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。」と記載があるにも関わらず、協議がなされないなどの事例もあるとの意見が届いております。特に、学校給食法第11条第1項、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第5条第1項及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第5条第1項に基づき、学校の設置者が負担することとなっている「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるもの」に関する業務を委託している場合には、下記の事項に関する特段の御配慮についてお願い申し上げます。

各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小中学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校に対して、附属学校を置く各国公立大学法人事務局におかれては、その設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社に対して、本件について周知くださるようお願いいたします。

記

学校の設置者は、政府の要請を踏まえた学校の臨時休業に伴い学校給食が休止となっている現状を踏まえ、その実情に応じて、受託事業者と十分協議されたいこと。その際、学校給食の安定的な実施を図る観点にも配慮されたい。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
学校給食係、庶務・助成係

TEL：03-5253-4111（内線 2694、2692）

農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課
外食産業室

TEL：03-6744-7177

中小企業庁事業環境部取引課

TEL：03-3501-1669

（別紙省略）